

下記の業務について、企画提案に係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和4年5月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 業務概要

(1) 業務名

中国浙江省との友好提携40周年に係るオンラインファムツアー実施業務委託

(2) 業務内容

別紙「中国浙江省との友好提携40周年に係るオンラインファムツアー実施業務委託仕様書」のとおり

2 提案上限額

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間に於いて、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館11階 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局 観光振興課

電話番号 054-221-684 FAX番号 054-221-3627

メール kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領及び仕様書の配布

ア 配布期間

令和4年5月13日（金）から令和4年5月27日（金）まで

イ 配布場所

静岡県観光振興課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-220/inbound/sekkousyou.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

参加申込書、その他確認書類、企画提案書かがみ、企画提案書、見積書

イ 提出期限

参加申込書、その他確認書類 令和4年5月27日（金）正午必着 郵送又は持参

企画提案書かがみ、企画提案書、見積書 令和4年6月3日（金）正午必着

ウ 提出先

上記(1)に同じ

5 その他

(1) 詳細は、公募要領及び仕様書による

(2) 募集に係る説明会は開催しない

(3) 契約手続等において使用する言語及通貨は、日本語及び日本国通貨に限る

(4) 企画書の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする